

八王子駅北口駅前広場改善検討協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 八王子駅周辺地区の活性化及び利用者が使いやすい八王子駅北口駅前広場として改善することを目的とし、八王子駅北口駅前広場改善検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、検討を行う。

- (1) 東西放射線等へのブリッジの延伸
- (2) バス、タクシー乗り場等地表部施設の再構築
- (3) 地下広場と駅ビルの接続
- (4) その他八王子駅北口駅前広場の改善に関し必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 副会長は、会長の指名により定める。
- 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第7条 協議会の運営を効率的に実施するため、協議会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会は、会長の指示により、協議会における検討に必要な事項の調査検討及び連絡調整を行う。
- 4 幹事会には、幹事長及び副幹事長を置き、会長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故のあるときはその職務を代理する。
- 6 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。
- 7 幹事長は必要に応じて関係者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第8条 協議会及び、幹事会の庶務は、道路事業部管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月4日から施行する。

別表 1

○町会代表者	○八王子市
○商店会代表者	総合政策部長
○学識経験者	まちづくり計画部長
○障害者団体代表者	交通政策室長
○高齢者団体代表者	産業振興部長
○商工会議所代表者	健康福祉部長
○八王子警察署代表者	まちなみ整備部長
○東日本旅客鉄道株式会社代表者	南口再開発推進室長
○駅ビル管理会社代表者	道路事業部長
○京王電鉄バス株式会社代表者	
○西東京バス株式会社代表者	
○神奈川中央交通株式会社代表者	
○八王子市タクシー合同営業運営委員会代表者	

別表 2

政策審議室主幹	都市計画室主幹	交通政策室主幹	産業政策課長	健康福祉総務課長
建築指導課長	南口再開発推進室主幹	企画調整担当主幹	計画課長	建設課長
交通事業課長	補修センター所長	管理課長		